

注意喚起

学生の皆さんは自覚ある行動を心がけてください。

●SNS (X (旧 Twitter), Facebook, Instagram 等) の利用に際して

SNS は会員等に限らず、不特定多数の方が閲覧できますので、プライバシーに関する情報等が、簡単に流出する恐れがあります。利用に際しては、十分に注意してください。

また、不良行為等の誤解を受けるような書き込みは謹んでください。

●サークルのふりをした危険な宗教団体

スポーツやボランティアのサークルを装って近づき、人間関係が出来あがった後に宗教の勧誘がなされることがあります。誘われてもきっぱり断る勇気を持ちましょう。大学が許可した活動(募金・チラシ配布等)をする者は許可ストラップを身に付けていますので、確認するようにしましょう。

●消費者被害

悪質な業者による訪問販売や通信販売、マルチ商法による消費者被害が多発しています。皆さんの周りには甘い誘惑や落とし穴がたくさんありますので、注意してください。

●薬物乱用

一度だけのつもりがいつの間にか中毒となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなります。学生として、責任ある行動をとるように心がけてください。誘われてもきっぱり断る勇気を持ちましょう。

●飲酒

▼友人や後輩、飲めない者には飲酒を強要しない ▼20歳未満の者にはお酒を飲ませない

▼イッキ飲み、回し飲み、飲み比べなどしない ▼酒気を帯びて自動車・バイク・自転車等の運転はしない

●一人暮らしの方へ

学生アパートへの侵入事件が発生しています。

▼玄関やベランダ側の窓等の施錠を徹底する ▼夜間ベランダに洗濯物を干したままにしない

▼自宅に入る時やエレベーターに乗る際、後ろを振り返り不審者がいないかを確認する

●プライベートで海外渡航する場合

「海外渡航届」を指導教員に届け出て、学生支援課学生支援係(天王寺キャンパス所属の学生は天王寺地区総務課)に提出してください。渡航前には外務省海外渡航登録「たびレジ」に登録し、渡航先の危険情報は外務省海外安全ホームページを参考にしましょう。

困ったことや少しでも不安や疑問を感じたら、また、あなたの身近に悩んでいる人がいれば、学生支援課に相談に来てください。

学内規則の遵守

大阪教育大学学則 (抜粋)

(表彰)

第75条 学生で学術、課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範とする者があるときは、学長が表彰する。

2 表彰に関し、必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第76条 懲戒は、次の各号の一に該当する者に加える。

- (1) 本学の規則に違反した者
- (2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (4) 正当の理由がなくて出席常でない者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

大阪教育大学学生表彰規程（抜粋）

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、学長表彰及び学長特別表彰（以下、第3条を除き、「表彰」という。）とする。

（表彰の基準）

第3条 学長表彰の対象者は、本学を卒業又は修了予定者で、在学期間中における学術・課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範となる学生とする。

2 学長特別表彰の対象者は、表彰しようとする当該年度内に次の各号の一に該当する業績、成果、貢献及び行為等が認められる学生又は学生団体（以下「学生等」という。）とする。

- (1) 学術における特に顕著な業績
- (2) 課外活動における特に顕著な成果
- (3) ボランティア活動、人命救助、災害救助等の社会活動における貢献
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等

大阪教育大学学生懲戒規程（抜粋）※別表(備考)

1 「懲戒の種類」は、次のとおりとする。

- (1) 退学 退学させ、再入学は認めない。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校は認めない。
- (3) 訓告 文書又は口頭により注意を与え、将来を戒める。

大阪教育大学指導教員制に関する規程（抜粋）

第1条 大阪教育大学教育学部に、学生の支援を行うため、指導教員を置く。

第2条 指導教員は、学生の個別指導を担当し、次の各号に掲げる学生支援を行う。

- (1) 履修に関する指導・助言（履修カルテによる指導・助言を含む。）
- (2) 学生の身分上の問題に関する対応
- (3) 学生生活に関する指導・助言
- (4) その他学生の支援に関する事項

大阪教育大学人権侵害防止等に関するガイドライン～啓発・防止・救済～（抜粋）

II 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

ここでいう人権には、安全に生活できる権利はもちろん、教育を受ける権利、表現・学問・研究の自由なども含まれます。部落問題、民族問題、在日外国人問題、女性問題及び障がい者問題に起因する差別的扱いやヘイトスピーチなどはいずれもなく、外国人留学生に対する差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等のハラスメント行為、セクシュアリティ（性的指向及び性自認等）や妊娠・出産（中略）等を理由とする不利益取扱いや嫌がらせ、性暴力・ストーカー、いじめ・体罰・しごき並びにインターネット上での嫌がらせや差別落書きなどはいずれも人権侵害です。性別、性的指向及び性自認、年齢、身分、出身地、国籍、民族の違い、障がいの有無などによって、本学での生活にいかなる不利益も生じないことが保障されなければなりません。

IV ガイドラインの対象

(1) このガイドラインは、本学の構成員及び学外関係者を対象とします。

- ① 「構成員」とは、職員（中略）及び学生等（学生（大学院生・専攻科生・学部生・外国人留学生・研究生・科目等履修生、公開講座の受講生など本学で教育を受けるすべての者をいう。）・生徒・児童・幼児をいう。）をいいます。

上記の規程を始め、学生が遵守すべき諸規則は大学のウェブページに掲載しています。

大阪教育大学トップページ > 大学紹介 > 大学運営 > 規程集